

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年10月30日

担	東京労働局労働基準部監督課
	課長 安田 幸次
当	主任監察監督官 河村 直子
	電話 03-3512-1612

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します - 併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催 -

東京労働局（局長：土田浩史）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、11月1日（日）に一般の方からの過重労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を実施するほか、11月11日（水）に千代田区、11月13日（金）に立川市において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行います。その他、都内の全労働基準監督署において、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けて重点的な監督指導などを行います。

■「過重労働解消キャンペーン」の概要

1

重点監督の実施

以下の事業場に対して、長時間労働の是正、過重労働による健康障害の防止及び労働時間管理の適正化等を図るための重点監督を実施します。

なお、監督指導等の実施に当たっては、必要に応じ夜間の立入りを実施し、重大又は悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

- ・ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ・ 離職率が極端に高い等若者の「使い捨て」が疑われる企業等

2

労使団体等への協力要請の実施

キャンペーンの実施に先立ち、都内の労使団体(166団体)に対し、直接手交又は郵送により協力要請を行いました。

3

無料電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を設置し、東京労働局の担当官が長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、相談に対応します。

- 電話相談日時： 11月1日(日) 9:00～17:00
- フリーダイヤル： 0120 (794) 713

4

過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

■ 過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

シンポジウムでは、有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探るシンポジウムを以下の会場で開催します(別添資料)。

● 東京中央会場

日時：令和2年11月11日(水) 14:00～17:00

場所：イイノホール(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

● 東京立川会場

日時：令和2年11月13日(金) 17:30～19:45

場所：ホテルエミシア東京立川(東京都立川市曙町2-14-16)

(参加は無料ですが、事前の申込みが必要です。)

Webからの申込：<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

※ 新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況等により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。